

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月10日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（実施日）

第3条 預かり保育を実施する日は、次の各号に掲げる幼稚園の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、預かり保育を実施する日が生駒市立幼稚園規則（昭和46年2月生駒市教育委員会規則第1号）第3条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に定める休園日、年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）又は生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて幼稚園の園長（以下「園長」という。）が指定する日に当たるときは、この限りでない。

(1) 生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園 毎週月曜日から金曜日まで（生駒市立幼稚園規則第3条第1項第3号に規定する夏期休園日（以下「夏期休園日」という。）、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日（以下これらを「三期休園日」という。）を含む。）

(2) その他の幼稚園 毎週月曜日から金曜日まで（夏期休園日を含む。）

第4条第1号中「生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園」を「前条第1号に掲げる幼稚園」に、「又は」を「及び」に改め、同条第2号中「

前号に掲げる幼稚園以外の」を「前条第2号に掲げる」に改め、「までの間」の次に「（夏期休園日中にある場合は、午前8時30分から午後4時30分までの間）」を加える。

第5条第2項中「休園日等に」を「預かり保育を実施しない日に」に、「休園日等でない日」を「預かり保育を実施する日」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和3年度及び令和4年度における預かり保育料の特例）

2 令和3年度における第3条第1号に掲げる幼稚園の4歳児クラス及び5歳児クラス並びに令和4年度における同号に掲げる幼稚園の5歳児クラスの預かり保育料の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

(1) 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額
午前7時30分から午前8時30分まで	日額150円
午前11時30分から午後3時まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	日額520円
午前11時30分から午後5時まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	日額820円
午前11時30分から午後6時30分まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	日額1,050円
午後2時から午後5時まで（教育時間の終了時間が午後2時である場合）	日額450円
午後2時から午後6時30分まで（教育時間の終了時間が午後2時である場合）	日額670円

備考

1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯

(3) 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第12号。以下「条例」という。）別表備考第9項各号に掲げる世帯

(2) 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
午前7時30分から午前8時30分まで	月額1,600円	日額150円
午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円
午前8時30分から午後6時30分まで	月額16,000円	日額1,500円
正午から午後5時まで	月額8,000円	日額750円
正午から午後6時30分まで	月額10,300円	日額970円

備考

1 この表に定める預かり保育の利用時間帯を複数にわたって利用する場合における預かり保育料の額は、1月当たりの合計額が16,000円を超えるときは、1月当たり16,000円とする。

2 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施さ

れている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(1) 生活保護法による被保護世帯

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

(3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額
午前11時30分から午後3時まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	日額520円
午前11時30分から午後4時まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	日額670円
午前11時30分から午後4時30分まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	日額750円
午後2時から午後3時まで（教育時間の終了時間が午後2時である場合）	日額150円
午後2時から午後4時まで（教育時間の終了時間が午後2時である場合）	日額300円
午後2時から午後4時30分まで（教育時間の終了時間が午後2時である場合）	日額370円
午前7時30分から午	日額300円（1月当たりの利用日数が11日以上に

前8時30分まで及び 午後4時30分から午 後6時30分まで	なる場合には、月額3,200円)
--------------------------------------	------------------

備考

1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(1) 生活保護法による被保護世帯

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

(3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

2 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円
午前8時30分から午後4時30分まで	月額12,800円	日額1,200円
正午から午後4時30分まで	月額7,100円	日額670円
午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	月額3,200円	日額300円

備考

1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(1) 生活保護法による被保護世帯

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

(3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和3年4月分以後の同表に定める預かり保育料（以下「預かり保育料」という。）から適用し、同年3月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。